

平成 26 年（2014 年）9 月 30 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係
TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
NGO法人 罪なき人々の会	東京都千代田区有楽町 1-6-6 小谷 9 階	03-3560-4317

1 市民からの相談件数（平成 26 年 9 月 26 日現在）

相談件数	相 談 受 付 時 期
2 件	平成 26 年 9 月中旬 2 件

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
・ 40 代女性 1 件 ・ 60 代女性 1 件	「管理権限証明書」というハガキが届いた。 書かれている内容が理解できないが、児童ポルノのわいせつビデオ等を購入したため告発を行う、期日までに取り下げ手続きを行うように、期日が過ぎると出頭命令が出る、電話連絡がない場合は即時手続きを行う、と書いてある。 心当たりはない。

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

貴殿が以前購入したわいせつ DVD 児童ポルノ等の製造や販売購入に関与した件での告発通知となります

当団体の働きかけもあり平成■年■月警視庁の摘発もあり被害女性[児童の保護者]の強い意向により販売業者又は購入者にたいする告発に伴い身辺調査の要請を受けております。内容により刑事事件になりますと家主捜査や出頭要請を受けることもあります

刑法 175 条

1 わいせつな文書、物の所持や購入、販売

又は公然と陳列した者は 2 年以下の懲役若しくは 250 万以下の罰金又はその懲役及び罰金を併科する。2 有償で頒布する目的で前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した物を同項と同様とする。

この薬書を受け取った方は■月■日(■)までに取下げ手続きを行ってください。期日が過ぎると管理権限証明書の番号が事件番号に変わり、事件番号に変わると出頭命令が出ます。

電話にて連絡なき場合、即時手続きに入らせていただきます。

NGO法人 罪なき人々の会

東京都千代田区有楽町 1-6-6 小谷 9 階

受付時間 平日午前 8 時～午後 16 時 03-3560-4317